

武蔵村山市地域福祉計画の策定について

1 策定の趣旨について

本市においては、平成23年3月に社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする武蔵村山市第三次地域福祉計画を策定し、保健や福祉の充実に努めているところである。

今回策定する武蔵村山市第四次地域福祉計画は、現行計画の計画期間満了に伴って計画の見直しを行い、新たに平成32年度までの5年間の計画期間として、保健・医療・福祉等の関連施策の整合を図り、本市における地域福祉の推進に関する計画として策定するものである。

なお、計画の策定に当たっては、既存の福祉計画との横断的な連携を図ることに加えて、平成27年3月に策定される武蔵村山市第三次高齢者福祉計画・第六期介護保険事業計画、第三次障害者計画・第四期障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画及び平成28年3月に策定される第四次長期総合計画（後期基本計画）との連携を図りながら策定する。

2 生活の実態等に関する調査について

武蔵村山市第四次地域福祉計画を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため「生活の実態等に関する調査（市民意識調査）」（以下「市民意識調査」という。）を実施する。

(1) 市民意識調査の対象者

区分	調査対象者	調査票発送予定件数
1	要支援・要介護認定者	1,000件
2	障害のある市民	身体障害者手帳所持者 300件 療育手帳（愛の手帳）所持者 100件 精神障害者保健福祉手帳所持者 100件
3	18歳以上の市民	3,000件
4	ボランティア団体、NPO法人及び社会福祉法人	80件
	合計	4,580件

(2) 市民意識調査の内容

上記(1)の1から3までに掲げる調査対象者の生活状態、地域福祉活動や保健・福祉サービスに対する意識、利用状況、需要や利用意向、生きがいや健康づくり、災害に関する意識等及び上記(1)の4に掲げる調査対象者の事業や活動等の状況、事業や活動を行う上での問題点、今後の事業や活動の展望等

(3) 市民意識調査の方法

ア 上記(1)の表の1、2及び3に掲げる者については、調査票の送付によるアンケート調査を行う。

イ 上記(1)の表の4に掲げる者については、調査票の送付によるアンケート調査及びグループインタビューを行う。

3 今後のスケジュール（予定）について

平成26年	8月	策定支援業務委託（調査委託）契約の締結
	10月～12月	市民意識調査（アンケート）の実施及び回収
平成27年	1月～2月	調査結果の分析 印刷発注
	3月	市民意識調査報告書の作成
	4月～9月	策定委員会の開催（おおむね8回） 策定懇談会の開催（おおむね6回）
	8月～9月	武蔵村山市第四次地域福祉計画素案の作成
	11月	パブリックコメントの実施 市民説明会の開催
	12月	市議会全員協議会での説明
平成28年	1月	意見の反映による素案の修正 武蔵村山市第四次地域福祉計画原案の作成
	1月下旬～2月	武蔵村山市第四次地域福祉計画原案の決定 武蔵村山市第四次地域福祉計画庁議決定 印刷発注
	3月	武蔵村山市第四次地域福祉計画策定